

## 中国・韓国・台湾における面接審査の実態調査

国際第3委員会\*  
第1小委員会

**抄 録** 特許を効率的に取得する手段の一つとして、審査官とコミュニケーションが取れる「面接審査」を活用することが考えられる。日本やアメリカ、ヨーロッパにおいては、面接審査に関して多数の報告例があるが、その他の国での報告例は比較的少ない。特に、中国・韓国・台湾において、各企業がどのように面接審査を申請し、活用しているかを纏めたものは殆どない。そこで本稿では、各会員企業にアンケートを実施し、面接審査の活用状況を調査した。その調査結果を解析し、中国・韓国・台湾における面接審査の実態と効果について考察をおこなった。

### 目 次

1. はじめに
2. 面接審査に関する各国法規
3. 解析にあたって
  3. 1 アンケートの実施要領
  3. 2 アンケートの内容
4. 解析結果
  4. 1 面接審査の活用状況
  4. 2 面接審査の効果
  4. 3 面接審査の申請方法
5. 考 察
6. おわりに

### 1. はじめに

面接審査は特許出願の権利化段階において出願人と審査官とが直接コミュニケーションできる唯一の手段である。拒絶理由通知では分かり難い審査官の詳細な判断理由や、応答書面では伝わり難い内容などを審査官と直接意見交換することで、再度拒絶を受領する回数の低減や、不要な限定を避けられるといった可能性がある。

こういった面接審査という制度は我が国に限ったことではなく、米国や欧州など多数の国で

設けられている。米国や欧州では、面接審査は常套手段であり多数の報告例があるが、中国や韓国、台湾における実際の面接審査の利用状況やその結果について纏めた例は少ない。特に中国では面接審査を申請しても断られるという話をよく聞く。

そこで本稿は、中国・韓国・台湾における面接審査の活用状況を解析し、報告するものである。活用状況の解析に関しては、日本知的財産協会（以下、JIPAと記載）の国際委員会に委員を派遣している会員企業各社へアンケートを実施し、その結果を解析したものである。中国・韓国・台湾での面接審査の申請件数は日米欧と比較して少ないため、解析結果は絶対的な情報ではないが、参考として報告する。

尚、本稿は2016年度国際第3委員会第1小委員会第1ワーキンググループの鶴川政樹（セイコーエプソン）、堀弘樹（ブリヂストン）、長谷川達也（日鉄住金総研）、山本忠史（旭硝子）、中谷寛樹（日本電気）、山田貴史（鳥津製作所）、

\* 2016年度 The First Subcommittee, The Third International Affairs Committee

姫野唯史（三菱重工業）、榊原孝典（小委員長トヨタテクニカルディベロップメント）が作成した。

## 2. 面接審査に関する各国法規

### (1) 中国

中国の専利法及び専利法実施細則には出願人側の権利として面接審査を実施できるとの定めはない。中国では面接審査の規定は審査官のガイドラインに該当する「専利審査指南」<sup>1)</sup>にて定義されている。当該ガイドラインの第2部分第八章4.12節には、「審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してもよいとする。出願人も面接を申請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすと審査官が認めるなら、出願人からの面接申請に同意すべきである。その逆であれば、審査官は面接の申請を拒否してよいとする。」と規定されており、面接審査の可否は審査官に委ねられている。

また、面接審査の実施条件としては、1回目の拒絶理由通知書が発行されていることである。面接に参加する代理人や出願人の総数は、一般的に2名を超えてはならないと規定されている。面接審査の申請は電話でも可能であるが、面接の申請時に審査官が確認した内容等は電話記録として出願ファイルに保管される。

尚、当該ガイドラインの同4.13節には、電話での討論（以下、電話面接と記載）についても規定されている。当該箇所には、電話面接は「形式上の欠陥に係る問題の解決に限って適用する」と規定されており、記載不備の観点のみ討論できることとなっている。

### (2) 韓国

韓国では、中国同様、面接審査に関する法規はないが、韓国特許庁審査指針書<sup>2)</sup>の第1編第5部第3章10節には、「審査官は、出願人又は

代理人の申請があるか、審査官が迅速かつ公正な審査のために必要であると認定する場合、補助的審査手段として、出願人または代理人と面談をすることができる。面談が必要な場合としては、出願発明と先行技術間の対比説明が必要な場合、拒絶理由を明確にする必要がある場合、意見書の内容を明確に理解しようとする場合、その他出願発明の内容が複雑かつ高度で、内容把握が難しいときなど、審査官が必要であると認定する場合がある。」と記載されている。面談の申請は、審査に着手した後から特許可否の決定前までにすることを原則とし、特許拒絶査定された出願に対しては、不服審判の請求前までにすることが可能である。また同指針書の10.2節には、「審査官は、面談がある場合、円滑かつ効率的な進行のために、出願に関連した書類を予め検討し、必要な場合、出力して準備しなければならない」という記載もあり、審査官側に事前準備をさせることが規定されている。また韓国では面接審査を前提とした補正案レビュー制度等も導入されており、出願人にとって面接審査を申請しやすい状況が整っている。

### (3) 台湾

台湾では、専利法42条<sup>3)</sup>に面接審査について規定されている。当該部分には審査官が出願人に対し面接に応じるよう通知することができるとの記載があるが、出願人からの申請については明記されていない。一般的には出願人から面接の申請が可能とされており、面接は受け入れられるとされている。また日本における「まとめ審査」、「連携審査」に類似した「連合面接プログラム」もある<sup>4)</sup>。

## 3. 解析にあたって

### 3.1 アンケートの実施要領

実際に中国・韓国・台湾にてどの程度面接審

査が活用されているかを調査するため、JIPA 国際委員会に委員を派遣している会員企業を対象にアンケートを実施した。アンケート調査票を2016年9月末に配布し、同年10月中旬までに受領した70社の回答を集計した。

本アンケートに回答した企業の業種内訳を、図1に示す。(以下、円グラフ中の数字は会社数を示す)。

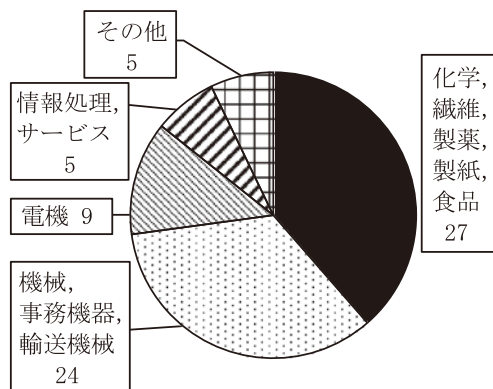


図1 アンケート回答企業の業種内訳

### 3.2 アンケートの内容

まず、中国・韓国・台湾において面接審査を申請した経験の有無を調査した。申請経験がある場合には、その理由及び面接審査を実施できたか等を、さらに掘り下げて調査した。逆に、申請経験が無い場合には、面接審査を申請しなかった理由等を調査した。概要を図2に示す。

## 4. 解析結果

### 4.1 面接審査の活用状況

アンケート結果から、面接審査の申請状況、実施状況、申請希望について解析を実施した。それぞれの設問に対する解析結果を以下に示す。

#### (Q1) 面接審査の申請経験および実施経験

中国・韓国・台湾における面接審査の申請経

験および実施経験の有無について調査を行った。結果を図3～図5に示す。

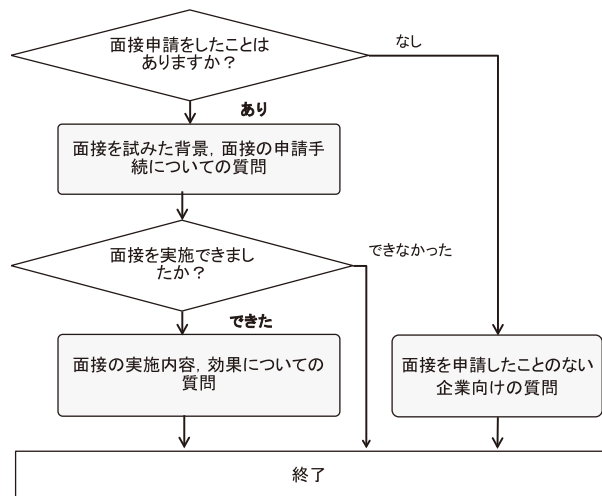


図2 アンケートの概要

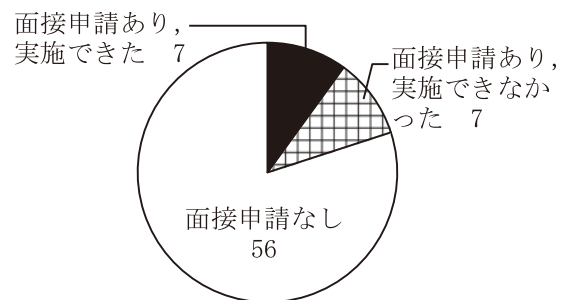


図3 中国

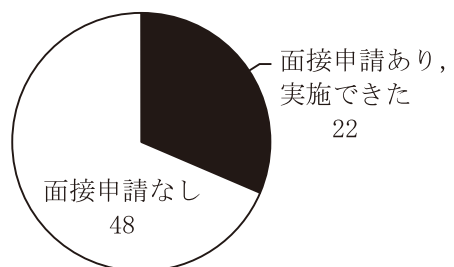


図4 韓国

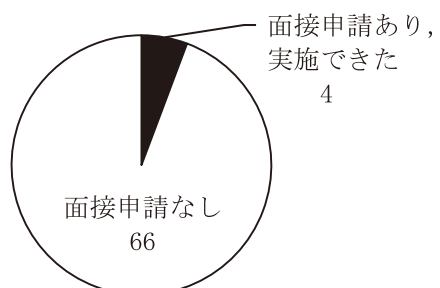


図5 台湾

中国においては、図3に示すように、実際に面接審査を実施できた企業が7社、面接審査を実施できなかった企業が7社であった。面接申請は殆ど認められないとの推測に反して50%の割合で認められていることが判明した。一方、韓国、台湾においては、図4および図5に示すように面接申請全件に対して面接が認められている。

### (Q2) 面接審査を申請しなかった理由

次に、上記のQ1の調査にて、面接審査の申請をしたことがない企業に対して、今まで面接審査をしなかった理由について調査を行った。

尚、Q2以降の回答では複数選択可としてお

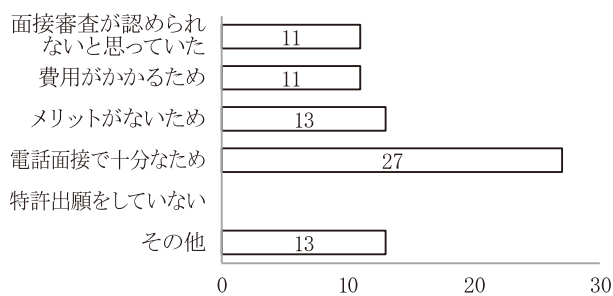


図6 中国

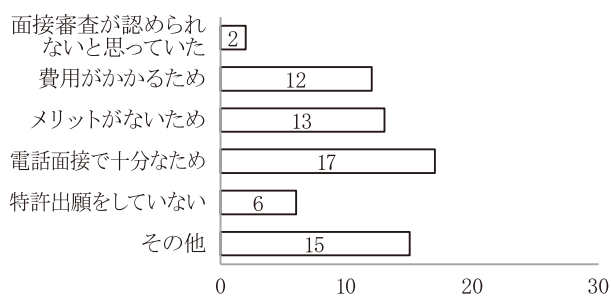


図7 韓国

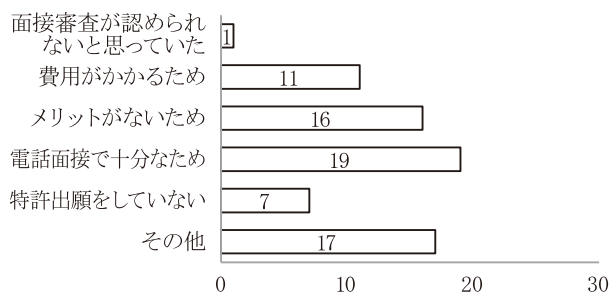


図8 台湾

り、また図中の数字は回答件数を示す。

面接審査を申請したことがない企業が面接申請をしなかった理由についてまとめると、図6～図8の通りとなった。中国・韓国・台湾のいずれにおいても「電話面接で十分」との回答が最も多く、特に中国において顕著である。中国では、韓国、台湾と異なり、「面接審査が認められないと思っていた」の回答数も多くなっている。すなわち、面接審査を活用したい意思はあるものの、面接申請しても認められないとの思い込みから、電話面接のみを行ってきた企業も存在するものと考えられる。一方、韓国、台湾においては、「費用がかかるため」、「メリットがないため」の割合が中国よりも高くなっている。これは、中国と比べて韓国、台湾の市場規模が小さいことから、中国出願よりは費用を抑制して権利化を図ることを意識しているのではないかと推測できる。

### (Q3) 今後における面接申請の希望有無

Q2と同様に、面接審査の申請をしたことがない企業に対して、今後、面接審査を申請する意向があるか調査を行った。

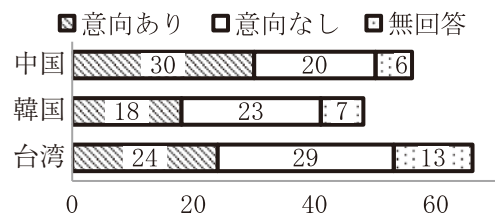


図9 今後における面接申請の希望有無

中国において面接審査の申請をしたことはないが今後面接を申請したいとの意向を示した企業は30社あった。面接審査を申請した企業(14社)と合わせると、63%(70社のうち44社)の企業が、中国における面接審査を過去に実際に申請した、もしくは、今後申請しようと考えていることが分かった。すなわち、全体の63%も

の企業が中国における面接審査に興味を示しながら、実際に面接審査の申請を行った企業は全体の20%（70社中14社）に留まっている。

尚、韓国においては、今後面接を申請したいと意向を示した企業が18社あり、面接審査を申請・実施した企業と合せると、57%（70社のうち40社）が面接審査を活用しているか、もしくは興味をもっている結果となった。また、台湾においては今後面接を申請したいと意向を示した企業が24社あり、面接審査を申請・実施した企業と合せると、40%（70社のうち28社）が面接審査を活用しているか、もしくは興味をもっている結果となった。

#### （Q4）面接審査の申請を行った目的

Q1で面接審査の申請をしたことがある企業に対して、中国・韓国・台湾において面接審査の申請を行った目的について調査を行った。

まず、中国において、図10に示す通り、面接審査の申請を行った14社中、最も多かったのは「応答案について審査官の合意をもらうため」で8社が選択した。この理由としては審査官の判断と出願人の見解との間に乖離があった可能性がある。次に多かったのは「審査官への技術説明が必要なため」と「審査官の誤認を解くため」であった。

次に、韓国において、図11に示す通り、面接審査の申請を行った22社中、最も多かったのは「審査官への技術説明が必要なため」で16社が選択した。重要出願について特許出願の技術説明を行い、審査官に審査を円滑に進めてもらう意図があったと推察する。

次に、台湾において、図12に示す通り、「審査官への技術説明が必要なため」、「審査官の誤認を解くため」を選択する企業が多かった。

尚、中国、韓国において、「包袋に履歴を残したくないため」を選択する企業は1社もなく、関心度が低い結果となった。

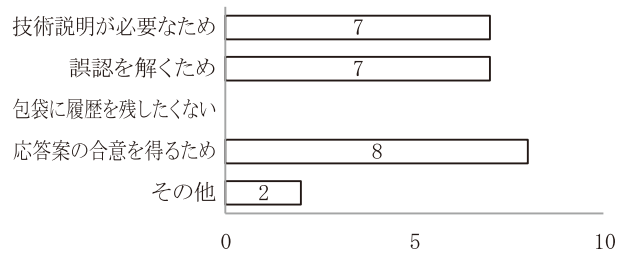


図10 中国

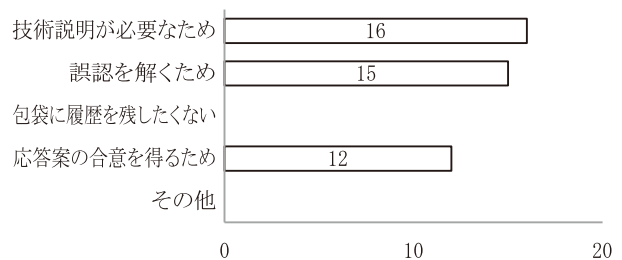


図11 韓国

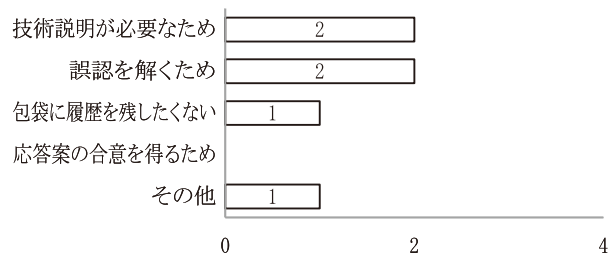


図12 台湾

#### （Q5）面接審査の申請で重視すること

中国・韓国・台湾において、企業が面接審査の申請で重視することについて調査を行った。尚、回答は複数選択可としている。

まず、中国において、図13に示す通り、面接審査の申請を行った14社中、最も多かったのは「審査官の誤認解消」で8社が選択した。Q4の結果とあわせて考察すると、審査官の判断が出願人にとって承服できないことが面接審査を行う動機となっている可能性がある。次に多かったのは「発明の重要度」であった。

次に、韓国において、図14に示す通り、面接審査の申請を行った22社中、最も多かったのは「発明の重要度」であった。Q4の結果とあわせて考察すると、重要出願を早期に有効な権利とすべく、面接審査を行う動機となっていると

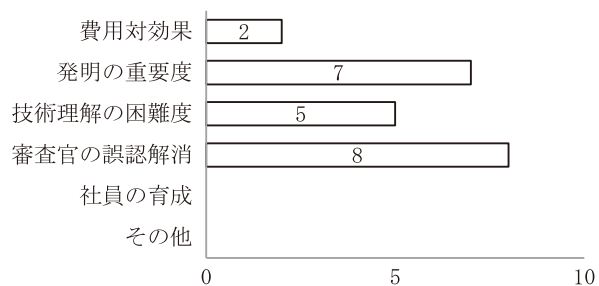


図13 中国

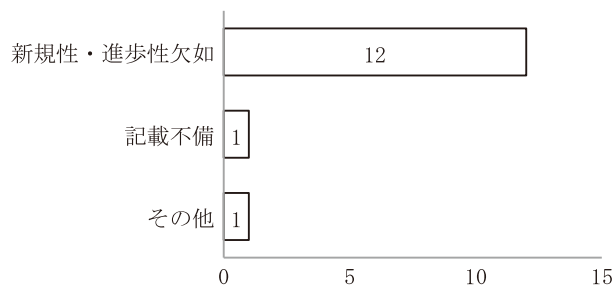


図16 中国

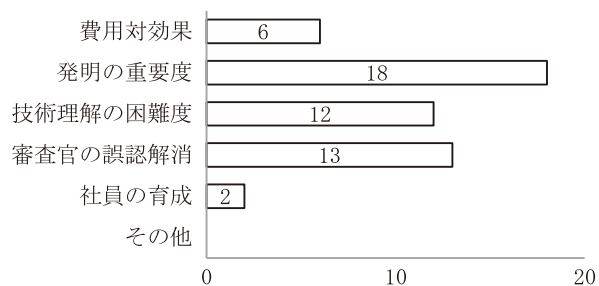


図14 韓国

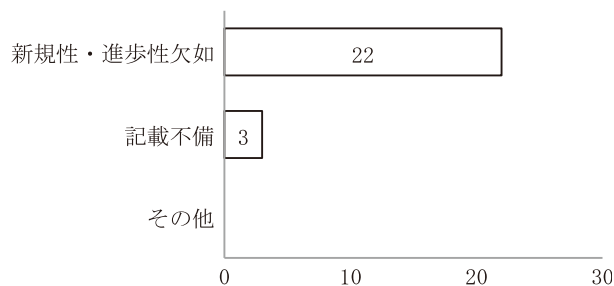


図17 韓国

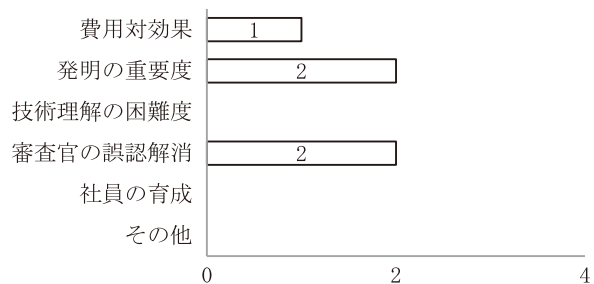


図15 台湾

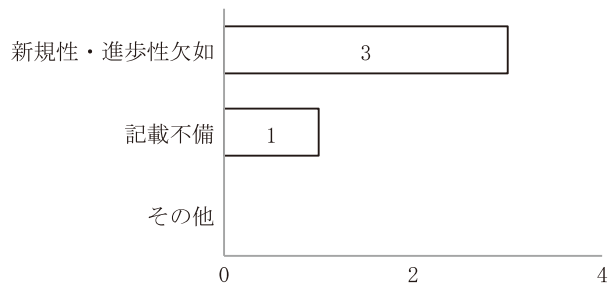


図18 台湾

推察する。

台湾においては、面接審査の申請を行った4社中、「発明の重要度」、「審査官の誤認解消」を選ぶ企業が多かった。

尚、面接審査を通じて知財担当者の教育を行う企業は、中国・韓国・台湾においては少ない結果となった。

#### (Q6) 面接審査の申請をした案件の拒絶理由の内容

中国・韓国・台湾において、面接審査の申請をした案件の拒絶理由の内容について調査を行った。

中国・韓国・台湾ともに、新規性または進歩

性に関する拒絶理由の場合に、面接審査を試みているケースが多いことが分かった。これは、拒絶理由が記載不備の場合は、比較的手軽に実施できる電話面接を活用していることが背景にあると思われる。

## 4.2 面接審査の効果

面接審査を実施できた事例に関するアンケート結果に基づいて、面接審査の効果を解析した。解析対象となった母数は少ないものの、ある程度の傾向が見られた。

(Q7) 面接審査を実施した特許出願の審査結果

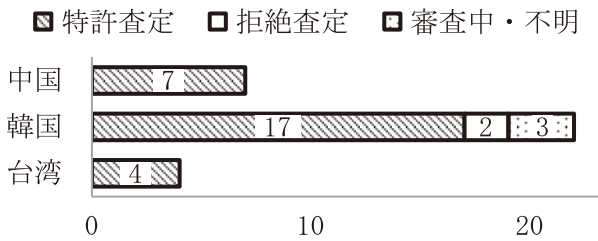


図19 審査結果

図19に示す通り、中国・韓国・台湾のいずれにおいても、面接審査した特許出願はほぼ特許査定が得られているので、面接審査の成果は高い。

(Q8) 面接審査での補正示唆の有無

面接審査を実施した特許出願における補正示唆の有無に関する調査結果を図20に示す。

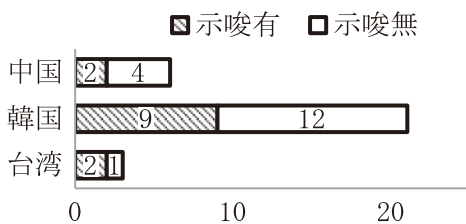


図20 補正示唆の有無

中国の面接審査では審査官からの補正の示唆が得られたのは33%（6件中2件）と、あまり期待できないことがわかった。審査官から補正の示唆が得られた出願2件に関して、面接申請の際に審査官に説明した「面接を申請する理由」はいずれも「技術内容を説明したい」のみであった。このことから、「技術内容を説明したい」として面接を申請した場合には、審査官から補正の示唆が得られる可能性があることが分かった。

韓国では補正の示唆が得られたのは43%（21件中9件）であった。審査官から補正の示唆が得られた出願に関して、面接申請の際に特許庁

に説明した「面接を申請する理由」は8件が「拒絶解消の可能性を確認したい」を含み、韓国の面接申請の際には、中国とは異なり積極的に「拒絶解消の可能性を確認したい」を伝えるのが良いと考えられる。

台湾では67%（3件中2件）で補正の示唆が得られたという結果になった。

(Q9) 権利範囲は希望通りか否か

面接審査を実施した特許出願において、権利化できた権利範囲に関する調査結果を図21に示す。

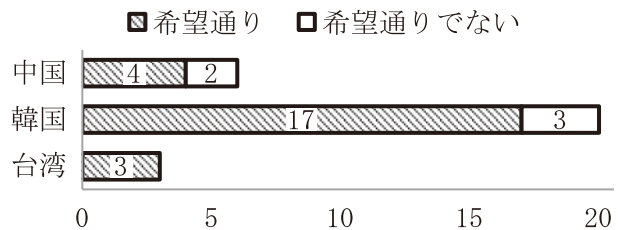


図21 権利範囲

面接審査の結果、希望通りのクレームで権利化できた割合は、中国で67%（6件中4件）、韓国で85%（20件中17件）、台湾で100%（3件中3件）といずれも非常に高くなっている。上述の通り、中国では面接審査の申請が認められる可能性は高くはないが、面接審査の申請が認められれば、出願人にとって好ましい成果が得られることが期待できる。

(Q10) 出願人（知財部員又は発明者）の面接審査への同席有無、補正示唆の有無、権利範囲について

中国において面接審査を実施した特許出願に関して、出願人が面接審査に同席した場合と同席しなかった場合とでの補正示唆の有無および権利化範囲について調査した結果を、図22および図23に示す。

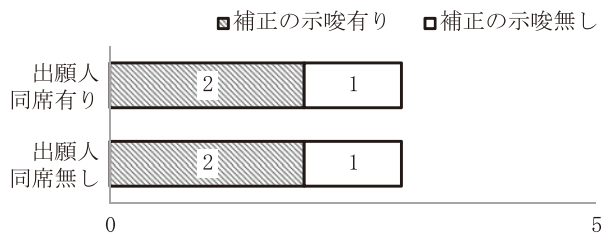


図22 中国 補正示唆の有無

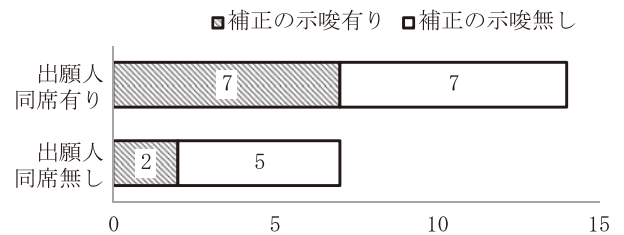


図24 韓国 補正示唆の有無

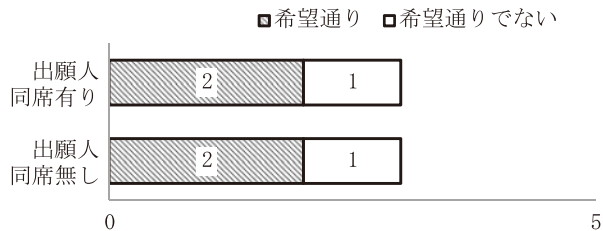


図23 中国 権利範囲

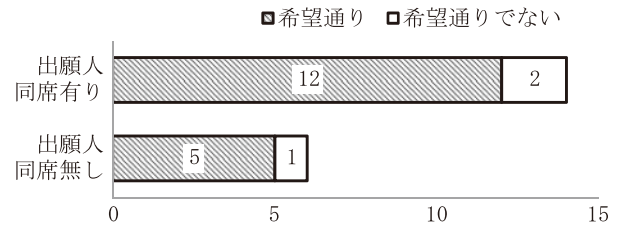


図25 韓国 権利範囲

出願人が面接審査に同席した場合と同席しなかった場合とで、補正の示唆の有無の割合も、権利化できた権利範囲が希望通りのクレームだった割合も同じであり、出願人の同席の有無との相関はみられなかった。

これらの結果から、中国では、現地代理人に対して十分な対応指示をしておけば、面接審査には出願人が同席しなくても現地代理人に一任して良いと考えられる。面接審査にかかる出願人の出張費や人件費を抑制できる。

韓国において面接審査を実施した特許出願に関して、出願人が面接審査に同席した場合と同席しなかった場合とでの補正示唆の有無および権利化範囲について調査した結果を、図24および図25に示す。

出願人が面接審査に同席した方が審査官から補正の示唆を得られる割合が高いことが分かった一方、出願人が面接審査面接に同席した場合と同席しなかった場合とで、権利化できた権利範囲が希望通りのクレームだった割合はあまり変わらず、出願人の同席の有無と権利化できた権利範囲にはあまり相関はみられなかった。

出願人の同席の有無が希望通りのクレームで権利化できる割合にあまり影響がないという事

実から、韓国においても、現地代理人に対して十分な対応指示をしておけば、面接審査自体は現地代理人に一任して良いと考えられ、出願人の面接審査にかかる出張費や人件費を抑制することができる。補正示唆を得たい場合には出願人が同席することも検討すべきである。

尚、台湾における出願人の同席有無に関する解析は、有効回答数が少なかったため割愛する。

#### (Q11) 面接審査の実施後における拒絶理由通知の有無

面接審査の実施後に再び拒絶理由通知を受領したか否かについて調査した結果を図26に示す。

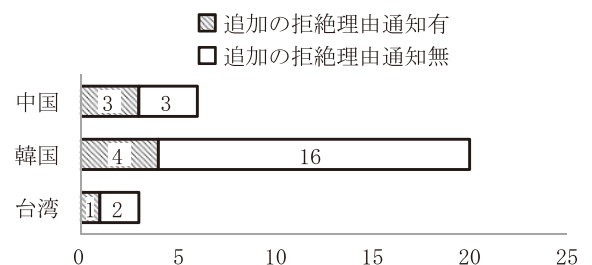


図26 追加の拒絶理由の有無

中国では面接審査を実施した後で、再度拒絶理由を通知される割合が50%（6件中3件）であった。但し、再度拒絶理由が通知された出願



3件は、全て希望通りのクレームで権利化できたとの結果になっていることから、追加の拒絶理由は、面接審査の中で審査官と合意済みの拒絶理由でなく、形式的な拒絶理由や、クレームの些細な記載不備に関する拒絶理由と推測できる。一方で、韓国、台湾では再度拒絶理由を通知される割合は20%前後であり、中国と比較して低くなっている。

#### (Q12) 面接時に用いた資料で有効であったもの

中国においては、有効であったと認められる資料は無いとの結果になった。そのため、中国では、製品サンプルや技術説明スライドを使った技術説明自体は権利取得に対する貢献が小さく、面接審査では主として、本願発明と引例との差異についての議論が中心となると考えられる。

韓国において、面接時に用いた資料で有効であったものに関する調査結果を図27に示す。

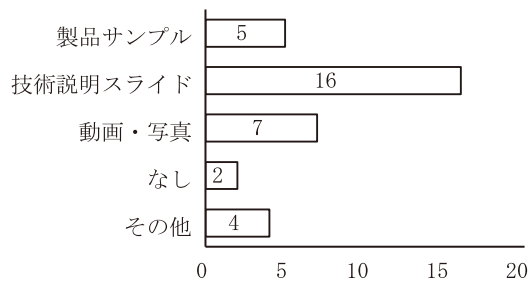


図27 韓国 有効であったもの

韓国においては、技術説明スライド、動画・写真および製品サンプルが特許査定を得るために効果的であるとの結果が得られている。すなわち、韓国においては、審査官に本願発明の技術内容の理解を深めてもらうことを主眼においた面接審査が重要と考えられる。

### 4.3 面接審査の申請方法

中国において面接審査の申請を実施したケー

スを中心に、申請が認められた案件と認められなかった案件との違い、どのような場合であれば面接審査の申請が認められやすい傾向にあるかについて、解析を実施した。

#### (Q13) 申請時に審査官に説明した申請理由

面接審査の申請を行う際に、審査官に対して説明した申請の理由を調査した結果を、図28～図30に示す。(複数回答あり、無回答は除外)。

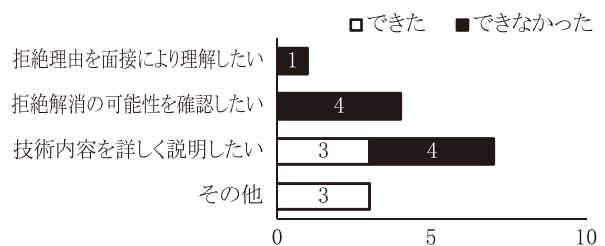


図28 中国

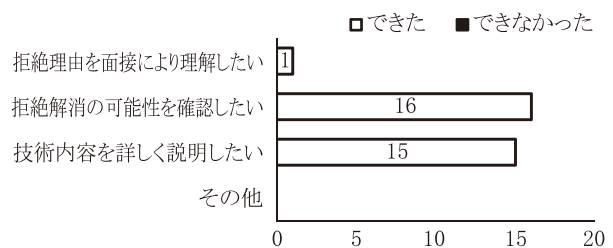


図29 韓国

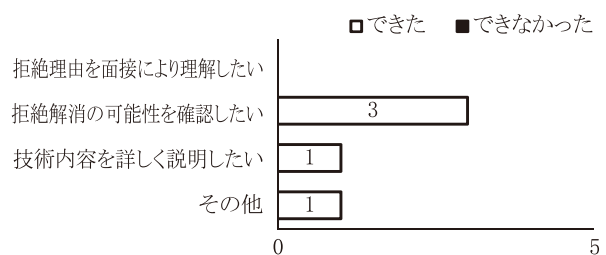


図30 台湾

中国では「技術内容を詳しく説明したい」が一番多く、この理由を選択した企業の半数近く(7社中3社)が面接審査の申請を認められている。その次に多かったのは、「拒絶理由解消の可能性を確認したい」という理由であるが、この理由を選択して面接審査の申請が認められた企業は1社もなかった。

この設問では、複数の選択肢を選んだ回答があったため、より詳細に解析した。その結果、2社が複数の選択肢を選択していることが分かった。1社は、「その他」を除く3つの選択肢を選び、もう1社は、「拒絶解消の可能性を確認したい」と「技術内容を詳しく説明したい」の2つを選んでいった。そして、両社とも面接審査の申請が認められなかった。すなわち、「技術内容を詳しく説明したい」を選択し面接審査の申請が認められなかった4社のうち2社は、「拒絶解消の可能性を確認したい」を選択していた。

以上の解析から、中国においては、面接審査の申請を行う際に特許庁(審査官)に対して、「拒絶理由解消の可能性を確認したい」という申請理由を説明することは好ましくなく、「技術内容を詳しく説明したい」という申請理由を説明した方が、申請が認められやすくなると思われる。

#### (Q14) 面接審査を申請した相手

面接審査を申請した相手についての調査結果を図31～図33に示す。

中国・韓国・台湾ともに、「現地代理人に一任したため不明」という回答が多く見られた。

#### (Q15) 面接審査を申請する際に行ったこと

申請時の実施事項についての調査結果を図34～図36に示す。

中国・韓国・台湾ともに、「何もしていない」という回答は少なく、「案件の重要性を審査官に伝えた」、「審査官の誤認を指摘した」、「資料を審査官に送付した」のいずれかを行っていることが分かった。しかしながら、中国においては、特定の行為が面接審査の申請を認めやすくしているという傾向は見られなかった。

## 5. 考 察

アンケート回答のあった会員企業のうち63%

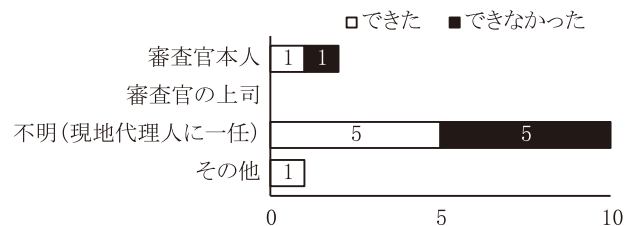


図31 中国

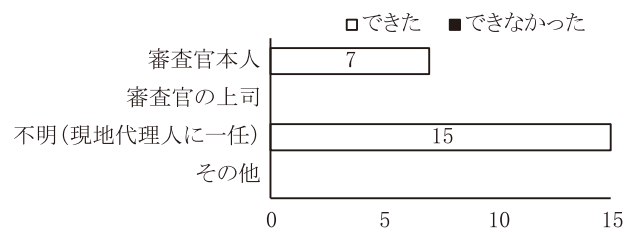


図32 韓国

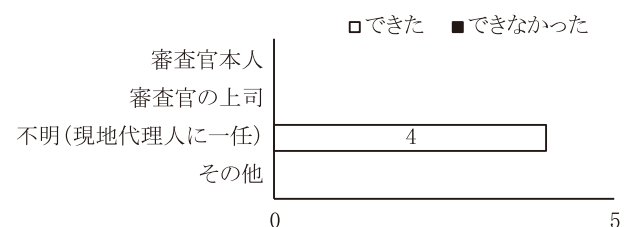


図33 台湾

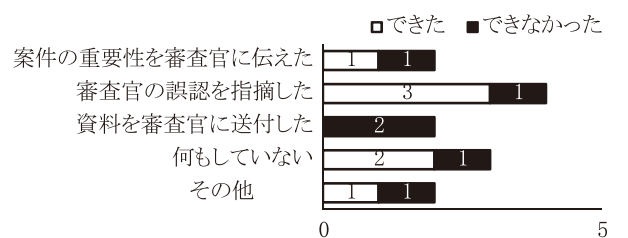


図34 中国

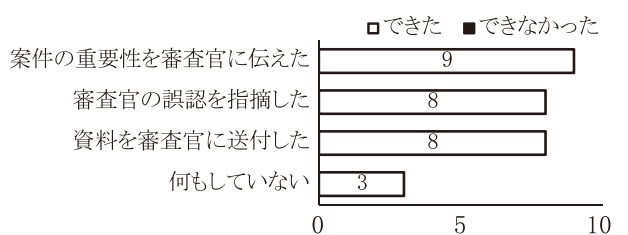


図35 韓国

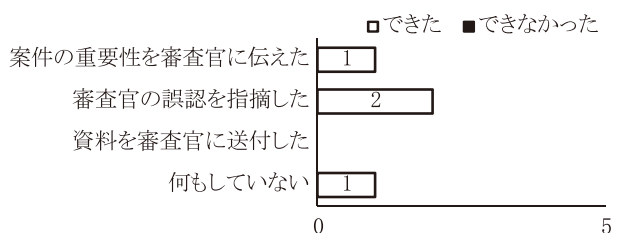


図36 台湾

もの企業が中国における面接審査の実施に興味を示していながら、実際に面接審査の申請を行った企業は全体の20%に留まっているが、中国における面接審査の有効性、および申請の受け入れやすさについて考察した内容を以下に述べる。

中国で面接審査の申請をしたことはないが今後面接を申請したいと回答した30社について、いままで面接を申請しなかった理由を解析すると、30社中18社が、「電話面接で十分」と考えており、30社中9社が、「審査官が面接を受け入れない」と考えていることが分かった。

しかしながら、アンケート回答の解析から「電話面接で十分」とか「面接申請しても受け入れられない」といった理由は、申請を躊躇する理由として必ずしも適切ではないということが明らかになった。

まず「電話面接で十分なため」、面接審査の申請を行わない、という考え方は適切ではない。それは、電話面接は専利審査指南において「形式上の欠陥に係る問題の解決に限って適用する」と規定されており、記載不備の観点のみ討論できることとなっているためである。新規性や進歩性について審査官との討論を望むのであれば、面接審査を申請すべきである。

次に面接審査の有効性である。面接を申請した14社のうち、5割に及ぶ7社において面接審査が実現された。そしてその7社全てのケースで登録査定となった。また、その7社のうち4社が「希望通りの権利範囲で権利化できた」と回答した。面接審査が受け入れられれば、高い登録査定率を期待でき、かつ希望通りの権利範囲で権利化できる見込みは高い、ことができそうである。

また、出願人（知財部員または発明者）が面接の場に同席したか否かは、「希望通りの権利範囲で権利化できた」割合と必ずしも相関が大きい、ということも明らかになった。この

ことは、例えば電話や書面でのやり取りにより出願人と現地代理人との間で十分な意思疎通が取れていれば、出願人が面接審査に同席しなくても十分な効果が期待できる、ということを示唆している。すなわち、現地代理人と審査官との2者間で面接審査が進められても、十分な効果が期待できそうである。出願人企業は、中国における面接審査を申請する際に、必ずしも中国への出張費用を心配する必要は無さそうである。

次に、「面接申請しても受け入れられない」から面接審査の申請を行わない、という考え方も適切ではないことが分かった。

面接を申請した14社のうち、7社と半分しか受け入れられなかったということで、中国における面接審査は認められ難いという噂を耳にすることが多いが、アンケートでこの噂の正しさが確認されたと言える。

しかし、審査官から断られたケースを詳細に解析してみたところ、面接の申請の仕方と、受け入れられやすさとの間には大きな関連があることが明らかになった。

面接を申請した14社のうち、審査官に対して「拒絶解消の可能性を確認したい」という理由で面接の申請を行った案件が4件あるが、全て断られている。反対に、面接の申請の際に「拒絶解消の可能性を確認したい」という理由を述べなかった9件のうち7件が受け入れられている。審査官に面接の申請をする際に、「拒絶解消の可能性を確認したい」という理由ではなく、「拒絶理由を面接により理解したい」、「技術内容を詳しく説明したい」といったような申請理由が好ましいといえる。このように、面接申請の受け入れられやすさは面接申請の際に審査官に提示する理由によって大きく左右されるため、中国において「面接申請しても受け入れられない」から面接審査の申請を行わない、という考え方は適切では無いことが分かった。

以上の考察により、中国においては重要な案件については面接審査の申請を試みる価値があると言える。

韓国および台湾では、面接を申請した案件について、全件、申請が受け入れられ面接審査を実現できていることも明らかになった。また、韓国においては面接審査を実施した22社のうち9割近い会社で登録査定となり、更にそのうち9割程度の案件で希望通りの権利範囲で権利化ができていたことが分かった。台湾においても面接審査を実施した4社のうち全件で登録査定となり、そのうち3件で希望通りの権利範囲での権利化ができていたことが分かった。韓国および台湾においても、面接審査は有用である、ということができそうである。

韓国の面接審査においては、面接申請の際に「拒絶解消の可能性を確認したい」ことを伝えると、審査官から補正の示唆を得られやすく、また、出願人が面接審査に同席した方が審査官から補正の示唆を得られる割合が高いことが分かった。

纏めると以下のことが言える。

中国における面接審査は、希望通りの権利範囲で権利化する観点から有用であることが明らかになった。このため、中国における面接審査は、より積極的に活用されることが好ましいと考える。その際、面接を希望する理由として、「拒絶解消の可能性を確認したい」という理由を担当審査官に伝えることは避けた方がよい。このような理由が担当審査官に伝わると、面接審査を受け入れてもらえないことが多い。また、出願人と現地代理人との間で十分に意思疎通ができていれば、必ずしも出願人企業が中国に出張して審査官と直接顔を合わせる必要もなさそうである。韓国および台湾においても、面接審査

が希望通りの権利範囲で権利化する観点からも有用であることが明らかになった。アンケートの結果では、面接審査を希望すればその全てにおいて面接審査が受け入れられていた。このため、韓国および台湾における面接審査も、より積極的に活用されることが好ましいと考える。

## 6. おわりに

以上、面接審査の実施状況と、実施による特許権利化の効果とを中心に、解析を試みた。多数の企業からのアンケート結果に基づく解析を実施できたことで、これまであまり知られていない傾向を示すことができた。本稿が、グローバル展開する、特に中国・韓国・台湾への進出や中国企業と関わりのある会員企業の一助となれば幸いである。

## 注 記

- 1) 専利審査指南2010 中華人民共和国国家知識産権局 2010年2月1日改正（独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編，pp.255～259参照）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf)
- 2) 審査指針書 - 特許・実用新案 - （日本語版）（ジェトロソウル，pp.240～242参照）  
[http://www.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/201307kankokusinsasisinsyo.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/201307kankokusinsasisinsyo.pdf)
- 3) 台湾専利法（日本特許庁HP，p.10参照）  
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf>
- 4) 台湾国際専利法律事務所HP，pp.36～42参照  
<http://www.tiplo.com.tw/Seminar/201508/20150825-examination.pdf>

（URL参照日は、全て2017年3月3日）

（原稿受領日 2017年3月16日）